

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年12月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月25日から令和3年1月20日まで縦覧に供する。

令和2年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 火山西地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大満地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下池導水路地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上井幹線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中堤防地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上井西廻り地区	〃
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 岡ノ下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平池南地区	〃
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 二条地区	三木町農林課